

## 船舶事故調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年9月5日 05時58分ごろ
発生場所	大分県姫島北東方沖 姫島灯台から真方位063° 5.5海里付近 (概位 北緯33° 46.3′ 東経131° 47.9′)
事故の概要	貨物船佳蓮は、東進中、また、漁船富福丸は、操業しながら漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年9月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 佳蓮、499トン 141787、芙蓉海運株式会社 B 漁船 富福丸、4.9トン OT3-28189（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） 航海士A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B スパンカー支柱に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：05時49分ごろ
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか3人が乗り組み、航海士Aが単独で船橋当直につき、自動操舵により約10ノットの対地速力で東進していた。 A船は、航海士Aが、レーダー及び目視により船首方に反航船2隻を認めたので、その後主にレーダーを使用して反航船の動向を注視しながら航行した。 航海士Aは、反航船がA船の横を航過した後、同じ針路速力で航行を続けていたところ、B船がA船を追って来たので本船がB船に衝突したことに気付いた。 B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、機関を中立として船首を南東方に向け、船長Bが操舵室前で、甲板員Bが船首部で、それぞれ船首方を向き、たこつぼの揚収作業をしながら漂流していた。 B船は、船長Bが、ふと後方を振り向いた際、B船に接近するA船を認め、船首方に移動したものの、どうすることもできず、スパン

	<p>カーとA船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、そのまま航行を続けるA船を見て、同船を追い掛け、同船が停船した後、所属の漁業協同組合に連絡し、同組合から海上保安庁に通報した。</p> <p>航海士Aは、反航船の動静が気になり、同船を注視していたのでB船を見落としたと、本事故後に思った。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、東進中、航海士Aが、反航船の動向を注視しながら航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、漁ろうに意識を向けて漂泊を続けたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が東進中、B船が漂泊中、船長Aが、反航船の動向を注視しながら航行を続け、また、船長Bが、漁ろうに意識を向けて漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、特定の対象のみに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・レーダーのみならず目視を併用して見張りを適切に行うこと。</li> <li>・漂泊中であっても、周囲の適切な見張りを行い、接近する他船が自船に気付いていない可能性があることを踏まえ、余裕のある時期に移動するなど衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>